

質問者 様

結城市ネーミングライツパートナー募集に係る質問書に対する回答(その3)

質問1	直近3か年の対象施設における施設利用実績(来館者数、催事件数、貸館件数、利用率等)をご教示ください。
回答1	現状で、確認できる範囲において、別紙1のとおり回答します。
質問2	対象施設内における広告掲出や企業PRに関する制限があればご教示ください。例えば、サイネージの新設などが可能かどうかご教示ください。
回答2	現状では、特段の制限は設けておりませんが、施設の機能性や景観などに配慮する必要があると考えています。詳細につきましては、「募集要項 10選考方法等(4)詳細協議」において検討します。 なお、例として示していただきましたサイネージの新設などは可能と考えています。
質問3	募集要項第5項(4)に記載の応募者提案による特典について、市として想定している内容や協議可能な範囲をご教示ください。
回答3	屋内施設に関しては、ネーミングライツパートナーの会社概要・事業案内・商品などに関するパンフレットの設置等が考えられます。その他、詳細につきましては、「募集要項 10選考方法等(4)詳細協議」において検討します。
質問4	募集要項第5項(4)に記載の応募者提案による特典について、応募申込時に任意の補足資料として希望内容や活用提案を添付することは可能でしょうか。可能な場合、資料の形式・枚数等の制限をご教示ください。また、当該提案内容は選考時の評価対象となるのか、または優先交渉権者決定後の協議事項となるのかをご教示ください。
回答4	応募申込時に、応募者の提案内容を補足する資料の提出は認めます。また、資料は、提案内容を簡潔にまとめ電子データにて提出して下さい。なお、提案内容につきましては、「募集要項 10選考方法等(4)詳細協議」における協議事項にあたります。 選考方法につきましては、「募集要項 10選考方法等(1)優先交渉権者の選定」にあるとおり「結城市ネーミングライツパートナー選考基準」に基づき選考しますので、選考基準以外の事項は、評価対象にはなりません。

質問5	対象施設において、愛称表示へ変更可能な既存看板・案内表示の設置場所、箇所数、種類をご教示ください。また、各看板等について、市で把握している表示変更費用及び契約終了後の原状回復費用の概算があれば併せてご教示ください。
回答5	現状で、確認できる範囲において、別紙2のとおり回答します。 また、既存看板・案内表示の変更に要する費用及び原状回復に要する費用につきましては、市では把握しておりません。
質問6	対象施設に指定管理者制度が導入されている場合、ネーミングライツパートナーが実施できる広告掲出、施設内 PR、イベント開催、ブース出展、物品販売等について、指定管理者との調整が必要となる範囲をご教示ください。※競合忌避の観点で現時点において避けたほうが良い PR や催しがあるかどうかなど。
回答6	指定管理者制度の導入されている施設及び指定管理者は、次のとおりとなります。 ①施設名：結城市民文化センター(アクロス) 指定管理者：(公財)結城市文化・スポーツ振興事業団 ②施設名：結城市鹿窪運動公園 (かなくぼ総合体育館・野球場・テニスコート・サッカー場) 指定管理者：鹿窪スポーツパークパートナーズ (コナミスポーツ㈱、東海体育指導㈱、㈱オーチュー) また、質問にある事項については、全て指定管理者との調整が必要になります。詳細につきましては、「募集要項 10 選考方法等 (4)詳細協議」にて協議します。同協議には指定管理者も参加する予定です。 なお、現時点において、避ける必要のある PR や催事は想定しておりませんが、指定管理者の事業目的と競合するものは、ご遠慮下さい。
質問7	道路案内標識、市内公共案内板、観光案内板、駐車場誘導看板等、敷地外又は施設外に設置されている案内表示について、愛称表示への変更が可能なもの、関係機関との協議が必要なもの、変更対象外となるものをご教示ください。
回答7	市の所有・管理する看板等につきましては、所管部署との協議は必要となりますが、特段の事情が無いものについては、原則、変更可能です。また、市の所有・管理する看板であっても、設置場所等の条件によっては関係機関との協議が必要なものがあります。 また、それ以外の看板等においては、設置者(所有者・管理者)の許可が必要となりますが、現時点にて、設置者(所有者・管理者)との協議は実施しておりませんので、変更の対象となるか又は対象外となるかは、判断できません。